

湯川村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

湯川村教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、湯川村立学校に勤務する教育職員の勤務状況を改善し、心身ともに健康な状態で、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることを目的とする。教育職員が、自ら学ぶ時間を確保しながら専門性を高めることができるようにするとともに、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることが大切である。学習指導要領の基本理念である「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の実現に向けてよりよい教育を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条及び、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」（令和5年8月）、福島県教育委員会教職員働き方アクションプラン」（令和8年2月改定）に基づいて策定するものである。

第六次湯川村振興計画における本村の教育理念である『笑顔で学ぶ心豊かなむらづくり』を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することで、本来担うべき業務に注力できる時間を創出することにある。

教育職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間やよりよい授業実践のための教材研究の時間確保など、教育職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を実現することが求められる。保護者・地域の理解と協力を得ながら、新たな視点で教育職員の「Well-being」を確保し、湯川村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長の基盤を確立することを目指す。また、計画策定後も、さらに取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 湯川村の現状

湯川村の取組として、業務の適正化やスクール・サポート・スタッフの積極的活用など様々な取組を図ったほか、令和7年度に校務支援システムを導入し、児童生徒の登校状況や成績、健康管理及び教育職員の勤務時間が管理できるようにした。

こうした取組の結果、湯川村における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。（上段：令和6年度、下段：令和7年度）

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年間の月平均時間	月45時間を 上回る場合	うち月80時間 を上回る場合
A小学校	26.02 / 月	6.25 %	0.00 %
	29.64 / 月	14.46 %	1.52 %
B小学校	30.71 / 月	36.81 %	0.69 %
	25.04 / 月	11.81 %	2.08 %
C中学校	20.86 / 月	10.26 %	0.64 %
	24.81 / 月	10.07 %	1.24 %

時間外在校等時間が45時間を上回る割合が学校によって大きな差がある。調査物の回答などは各学校共通の業務であるが、保護者対応など学校ごとに異なる業務があるのが実情である。新しい視点でこれまでの業務や保護者への対応を見直すことで、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図りたい。すべての子どもたちへのよりよい教育及び支援を実現するためにも、教育職員が自らのブラッシュアップのために必要な時間的余裕を生み出すとともに、心に余裕を持てるようにすることが大切である。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を25時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の取得日数の目標を12日以上とする。
- ② ストレスチェックにおいては、実施後の集団分析を行う体制を整備するため、令和8年度より委託業者を見直して実施する。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

湯川村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」（文科省）を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路等の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校による自主的な見回りは原則行わない。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（口座振替等）

- ・学校徴収金については、口座振替を基本とするシステムを導入しました。今後は突発的なものも含めて口座振替とし、教員が現金を扱う業務に携わる必要がないようにする。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・教育委員会に学校を経由せず直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討する。
- ・村長部局とも連携して学校が法的観点からの助言を受けることができるよう、弁護士等専門家を活用できる環境を整備し、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携しながら、専門業者が中心となっていく。

ウ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業の準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用し、授業の準備や採

点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ 特別な支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の個別の課題や状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員等、医療や福祉に関する専門的人材やこども家庭センター、児童相談所等の専門機関と連携・協働し、適切な支援を行うことができる体制を構築する。
- ・このために必要な支援体制を構築するため、関係者や関係諸機関に対して積極的に参画するよう依頼する。

ウ 校舎の開錠・施錠

- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等特定の職員に責任や負担が集中することがないように体制を整備する。

(2) 学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
 - ・標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1,086単位時間以上）編成されている場合には、体制に見合うものになるよう見直す。
- ② 十分な教育効果が見込めない活動や清掃の時間・頻度等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ 学級経営誌等の諸表簿や職員間における情報共有、サービス管理などの校務をデジタル化して効率化を図り、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、前年度対比で改善を図る
- ④ 勤務時間外における電話対応を見直すため、留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には校長が必ず面談するとともに、本人から健康不安の訴えがある場合には医師による面談を実施する。
- ② 終業時刻から翌日の始業時刻までに、11時間以上を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ 心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、学校においては、同僚等からの相談報告により、心の不調が疑われる教育職員について、管理職が早期に把握できるよう体制の整備を促進する。

- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- ⑤ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう促すとともに、長期休業等の期間中に 3 日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑥ 当番制を活用した時差勤務の導入について、令和 9 年度を目途に可能な環境整備を含めて検討し、実施を目指す。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本村のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されるよう、当該学校に対する個別の支援・助言を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた議論を深め、実効性を伴う取組を着実に実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、保護者や地域及び関係団体等に対して、本村における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。